

広島県病院事業管理規程第三号

広島県病院事業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

広島県病院事業管理者 浅 原 利 正

広島県病院事業職員給与規程等の一部を改正する規程

(広島県病院事業職員給与規程の一部改正)

第一条 広島県病院事業職員給与規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定職員の期末手当等) 第二十条 (略)</p> <p>2 前条の規定により指定職員に勤勉手当を支給する場合は、給与条例第十八条の四第二項第一号中「百分の九十五」とあるのは「百分の百」とし、給与規則第二十七条第二項に定める職員の勤務成績による割合は、同条第三項に定める割合にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 勤務成績が優秀な職員 百分の百</p> <p>二 勤務成績が良好な職員 百分の九十五</p> <p>三 勤務成績が良好でない職員 百分の九十五未満</p>	<p>(指定職員の期末手当等) 第二十条 (略)</p> <p>2 前条の規定により指定職員に勤勉手当を支給する場合は、給与条例第十八条の四第二項第一号中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の九十七・五」とし、給与規則第二十七条第二項に定める職員の勤務成績による割合は、同条第三項に定める割合にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 勤務成績が優秀な職員 百分の九十七・五</p> <p>二 勤務成績が良好な職員 百分の九十二・五</p> <p>三 勤務成績が良好でない職員 百分の九十二・五未満</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第14条関係)

夜間看護業務等従事実績簿

年 月分	(略)
(略)	

(略)

様式第2号 (第14条関係)

精神病患者診療業務等従事実績簿

年 月分	(略)
(略)	

様式第3号 (第14条関係)

救急医療業務従事実績簿

年 月分	(略)
(略)	

(略)

改正前

別記様式第1号 (第14条関係)

夜間看護業務等従事実績簿

平成 年 月分	(略)
(略)	

(略)

様式第2号 (第14条関係)

精神病患者診療業務等従事実績簿

平成 年 月分	(略)
(略)	

様式第3号 (第14条関係)

救急医療業務従事実績簿

平成 年 月分	(略)
(略)	

(略)

様式第4号 (第14条関係)

分べん業務従事実績簿	
____年 月分	(略)
(略)	
(略)	

様式第5号 (第14条関係)

診療応援業務従事実績簿	
____年 月分	(略)
(略)	
(略)	

様式第4号 (第14条関係)

分べん業務従事実績簿	
平成 ____年 月分	(略)
(略)	
(略)	

様式第5号 (第14条関係)

診療応援業務従事実績簿	
平成 ____年 月分	(略)
(略)	
(略)	

第二条 広島県病院事業職員給与規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の額及び支給方法)</p> <p>第二条 病院事業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)並びに同法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用の職を占めるもの(以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。)の給与の額、支給条件及び支給方法は、この規程に定めるもののほか、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号)及び短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号。以下「短時間勤務会計年度任用職員給与等条例」という。)の適用を受ける者の例による。</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第三の二に掲げる調整基本額にその者に係る別表第三下欄に掲げる調整数を乗じて得た額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第九号。以下「病院事業職員勤務時間等規程」という。)第二条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当等)</p> <p>第十九条 期末手当及び勤勉手当の額は、給与条例及び短時間勤務会計年度任用職員給与等条例の適用を受ける者の例による。ただし、医療職給料表の適用を受ける職員(管理職手当を支給される職員を除く。)及び行政職給</p>	<p>(給与の額及び支給方法)</p> <p>第二条 病院事業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の額、支給条件及び支給方法は、この規程に定めるもののほか、職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号)の適用を受ける者の例による。</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第三の二に掲げる調整基本額にその者に係る別表第三下欄に掲げる調整数を乗じて得た額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程(平成二十一年広島県病院事業管理規程第九号)第二条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当等)</p> <p>第十九条 期末手当及び勤勉手当の額は、給与条例の適用を受ける者の例による。ただし、医療職給料表の適用を受ける職員(管理職手当を支給される職員を除く。)及び行政職給</p>

当を支給される職員を除く。)及び行政職給料表の適用を受ける職員のうち管理者が定める職員に対する給与条例第十八条の四第二項の適用については、同項第一号中「合計額」とあるのは、「合計額(六月一日に係る勤勉手当については当該合計額に二を乗じて得た額、十二月一日に係る勤勉手当については当該合計額に零を乗じて得た額)」とする。

2-4 (略)

料表の適用を受ける職員のうち管理者が定める職員に対する給与条例第十八条の四第二項の適用については、同項第一号中「合計額」とあるのは、「合計額(六月一日に係る勤勉手当については当該合計額に二を乗じて得た額、十二月一日に係る勤勉手当については当該合計額に零を乗じて得た額)」とする。

2-4 (略)

(臨時的任用職員等の給与)

第二十一条 臨時的任用職員等の給与の額及び支給方法については、日額又は月額とし、その額は、予算の範囲内において職員の給与との均衡を考慮して管理者が定める。

(短時間勤務会計年度任用職員の職務の区分)

- 第二十一条 短時間勤務会計年度任用職員の職務に該当する具体的な職は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める職を基準として管理者が別に定めるものとする。
- 一 事務職 第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が一級であるものの職
 - 二 医療職 第三条第一項第二号に規定する医療職給料表(一)、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が一級であるものの職
 - 三 専門事務職 第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものの職
 - 四 専門医療職 第三条第一項第二号に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるものの職

(短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬等)

- 第二十一条の二 短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、短時間勤務会計年度任用職員給与等条例の適用を受ける者の例による。ただし、前条第二号に規定する医療職(第三条第一項第二号に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が一級であるものの職に限る。)及び前条第四号に規定する専門医療職に該当する者に適用される基本報酬額は別表第六のとおりとし、各基本報酬額の適用範囲は、それぞれ当該基本報酬額表に定めるところによる。
- 2] 短時間勤務会計年度任用職員の短時間勤務会計年度任用職員給与等条例第四条第二項から第五項までに規定する報酬は、第二条に規定する職員の例により基本報酬の額に加えて支給することができる。
- 3] 新たに短時間勤務会計年度任用職員となつた者の号給は、短時間勤務会計年度任用職員給与等条例の適用を受ける者の例による。ただし、別表第七上欄に掲げる者の号給は、同表中欄に掲げる学歴免許の区分に応じ、同表下欄に定めるところによる。

4] 前項に規定する短時間勤務会計年度任用職

- 員のうち、当該短時間勤務会計年度任用職員
の職務について有用な学歴、免許、経験等を
その職務の最低限度の資格をこえて有する場
合においては、短時間勤務会計年度任用職員
の給与及び費用弁償の支給に関する規則（令
和元年広島県人事委員会規則第二十五号）（以
下「短時間勤務会計年度任用職員給与等規則
」という。）の適用を受ける者の例により前
項の規定による号給より上位の号給とするこ
とができる。ただし、職務の区分が医療職で
ある者については、その者を新たに第一条に
規定する職員となつた者とみなした場合に、
その者が受けることとなる号給とすることが
できる。
- 5| 前項の規定の適用を受ける者の号給は、別
表第八上欄に掲げる職務の区分等に応じて、
同表下欄に掲げる新規任用時上限号給の号給
を超えない範囲内で管理者が決定するものと
する。
- 6| 直前の短時間勤務会計年度任用職員として
の任用期間の末日から引き続き同一の短時間
勤務会計年度任用職員となつた者（管理者が
これに相当する者として認めるものを含む。
）の号給は、短時間勤務会計年度任用職員給
与等条例の適用を受ける者の例による。ただ
し、短時間勤務会計年度任用職員給与等規則
第七条第三項の適用については、同項中「別
表第十一」とあるのは、「広島県病院事業職員
給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理
規程第八号）別表第九」とする。
- 7| 第一項に規定する基本報酬の額は、日額で
支給する場合には、一日当たり、別表第十上
欄に掲げる職務の区分に応じ、同表中欄に掲
げる基礎日額から同表下欄に掲げる上限日額
までの範囲内において支給するものとする。
ただし、病院事業職員勤務時間等規程第十五
条に基づき定められた勤務時間が七時間四十
五分と異なる短時間勤務会計年度任用職員の
基本報酬の額は、短時間勤務会計年度任用職
員給与等条例の適用を受ける者の例による。
- 8| 短時間勤務会計年度任用職員の時間外勤務
に係る報酬は、短時間勤務会計年度任用職員
給与等条例の適用を受ける者の例による。た
だし、短時間勤務会計年度任用職員給与等条
例第五条第一項の適用については、同項中「
人事委員会規則で定める職員」とあるのは「
管理者が別に定める短時間勤務会計年度任用
職員」とする。
- 9| 短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬等
について、短時間勤務会計年度任用職員給与
等条例、短時間勤務会計年度任用職員給与等
規則及び前各項の規定により難い事情がある
と認められるときは、管理者が別段の定めを
することができる。

(短時間勤務会計年度任用職員の費用弁償)
 第二十一条の三 通勤のために費用を要する短時間勤務会計年度任用職員には、当該短時間勤務会計年度任用職員の任用期間を考慮して、第二条に規定する職員の例により当該通勤手当に相当する額を費用弁償として支給する。
 2 前項の費用弁償は、短時間勤務会計年度任用職員給与等規則第十四条に規定する場合を除き、一日当たりの所要額に対して支給する。
 3 短時間勤務会計年度任用職員の費用弁償については、短時間勤務会計年度任用職員給与等条例、短時間勤務会計年度任用職員給与等規則及び前二項の規定により難い事情があると認められるときは、管理者が別段の定めをする(イ)と定める。

別表第五の次に次の五表を加える。

別表第六 (第二十一条の二関係)

イ 医療職基本報酬額表(一)

号給	基本報酬の額 円
1	249,900
2	252,400
3	254,900
4	257,400
5	259,600
6	263,400
7	267,200
8	271,000
9	274,600
10	278,600
11	282,600
12	286,600
その他	393,400

備考 この表は、職務の区分が医療職である臨床研修医その他の短時間勤務会計年度任用職員で管理者が定めるものに適用する。

ロ 専門医療職基本報酬額表(一)

号給	基本報酬の額 円
1	335,100
2	338,100
3	341,000
4	343,900

5	346,600
6	349,800
7	352,900
8	356,000
9	358,800
10	361,500
11	364,600
12	367,800
13	370,700
14	374,200
15	377,200
16	380,800
17	384,400
18	387,100
19	389,600
20	392,200
21	395,000
22	397,300
23	399,800
24	401,900
25	403,900
26	406,200
27	408,400
28	410,700
29	413,000
30	415,100
31	417,100
32	419,200
33	421,100
その他	571,700

備考 この表は、職務の区分が専門医療職である医師及び歯科医師その他の短時間勤務会計年度任用職員で管理者が定めるものに適用する。

別表第七（第二十一条の二条関係）

職務の区分等		学歴免許	初任給
事務職のうち管理者が定めるもの		高校卒	一級九号給
医療職のうち管理者が定めるもの		大学六卒	一級四十六号給
		大学卒	一級三十二号給

別表第八（第二十一条の二関係）

職務の区分等	
事務職のうち管理者が定めるもの	新規任用時上限号給
事務職（右の欄に掲げるものを除く。）	三十七号給
医療職のうち臨床研修医等管理者が定めるもの	二十九号給
医療職のうち薬剤師等管理者が定めるもの	九号給
医療職のうち検査技師等管理者が定めるもの	五十九号給
医療職のうち心理療法士等管理者が定めるもの	五十三号給
医療職のうち看護師等管理者が定めるもの	五十一号給
医療職のうち准看護師等管理者が定めるもの	五十八号給
専門事務職	五十五号給
専門医療職	五十三号給
	三十三号給

別表第九（第二十一条の二関係）

職務の区分等	
事務職	再度任用時上限号給
医療職のうち臨床研修医等管理者が定めるもの	五十七号給
医療職のうち薬剤師等管理者が定めるもの	十二号給
医療職のうち検査技師等管理者が定めるもの	五十九号給
医療職のうち心理療法士等管理者が定めるもの	五十三号給
医療職のうち看護師等管理者が定めるもの	五十一号給
医療職のうち准看護師等管理者が定めるもの	五十八号給
専門事務職	五十五号給
専門医療職	五十三号給
	三十三号給

別表第十（第二十一条の二関係）

職務	基礎日額	上限日額
事務職	七、三〇〇円	一一、八〇〇円
医療職	七、五五〇円	一四、三五〇円
専門事務職	一一、六〇〇円	一五、七〇〇円
専門医療職	一一、二〇〇円	二一、〇五〇円

備考 勤務の特殊性その他特別の事情があると管理者が認めた短時間勤務会計年度任用職員に係る基本報酬の上限日額は、事務職については一万三千九百円と、医療職については一万九千六百五十円と、専門事務職については一万七千五百円と、専門医療職については二万八千六百円とする。

（広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部改正）
 第三条 広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（旅費） 第七条 病院事業職員の旅費に関しては、職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号）附則第五項の規定及び短時間</p>	<p>（旅費） 第七条 病院事業職員の旅費に関しては、職員の旅費に関する条例（昭和二十八年広島県条例第二十三号）附則第五項の規定によるほか、</p>

勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号) 附則第三項の規定によるほか、一般職員の旅費の支給の例による。

一般職員の旅費の支給の例による。

1 (短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間等

(臨時的任用職員等の勤務時間等)

第十五条 第二条から第六条まで及び第八条から前条までの規定にかかわらず、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用の職を占める病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する事項は、短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則(令和元年広島県人事委員会規則第二十六号)に従い、管理者が別に定める。

第十五条 第二条から前条までの規定にかかわらず、臨時的任用職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間その他の勤務条件に関する事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の広島県病院事業職員給与規程(以下「第一条改正後給与規程」という。)第二十条第二項の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 第一条改正後給与規程の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の広島県病院事業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第一条改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(職員の給料の調整額に関する経過措置)

4 第二条の規定による改正後の広島県病院事業職員給与規程(以下「第二条改正後給与規程」という。)第四条第二項の規定の適用(医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。)については、当分の間、同項中「調整額を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の百一・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。ただし、同項に規定する調整基本額が給料月額額の百分の四・五を超える場合を除く。

(短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬に関する経過措置)

5 第二条改正後給与規程第二十一条の二第七項に規定する別表第十の適用については、当分の間、同表事務職の項中「七、三〇〇円」とあるのは「七、四〇〇円」と、「一一、八〇〇円」とあるのは「一一、九五〇円」と、同表医療職の項中「七、五五〇円」とあるのは「七、六五〇円」と、「一四、三五〇円」とあるのは「一四、五〇〇円」と、同表専門事務職の項中「一一、六〇〇円」とあるのは「一一、七五〇円」と、「一五、七〇〇円」とあるのは「一五、九〇〇円」と、同表専門医療職の項中「一一、二〇〇円」

とあるのは「一一、三五〇円」と、「一一、〇五〇円」とあるのは「一一、三五〇円」と、同表備考中「一万三千九百元」とあるのは「一万四千百元」と、「一万九千六百五十円」とあるのは「一万九千九百五十円」と、「一万七千五百円」とあるのは「一万七千七百五十円」と、「二万八千六百元」とあるのは「二万八千九百五十円」とする。

(短時間勤務会計年度任用職員の号給の決定に関する経過措置)

6 令和二年三月三十一日(以下「特定日」という。)において特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和五十年広島県条例第三十八号)第二条第二項第三号に規定する非常勤職員であつた者で、令和二年四月一日から特定日と同様の業務を職務内容とする短時間勤務会計年度任用職員(第二条改正後給与規程第二条に規定する短時間勤務会計年度任用職員をいう。以下同じ。)となつたもの(管理者がこれに相当する者として定める者を含む。)の基本報酬の額については、第二条改正後給与規程第二十一条の二の規定にかかわらず、第二条改正後給与規程第三条に規定する給料表の適用を受ける者及び他の短時間勤務会計年度任用職員との均衡を考慮して管理者が定めることができるものとする。

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給に関する経過措置)

7 令和二年六月一日を基準日として支給する期末手当については、短時間勤務会計年度任用職員給与等規則第十三条第一号の規定は適用しない。